中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和五年厚生労働省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号を次のように改める。

別紙様式第２号（第31条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

殿

住　所
共済団体名
代表理事　氏名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

第１　事業報告書
　１　共済団体の現況に関する事項
　（１）事業の経過及び成果等
　（２）事務所及び共済代理店の数
　（３）使用人の数
　（４）子会社等の状況
　（５）その他共済団体の現況に関する重要な事項
　２　理事及び監事に関する事項
　３　会計監査人に関する事項
第２　附属明細書
　１　損益の状況
　２　その他重要事項
第３　貸借対照表
第４　損益計算書
第５　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第123条第２項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類

（記載上の注意）

１　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和３年法律第80号。以下「法」という。）第５条第１項の申請書又は中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（令和５年厚生労働省令第72号。以下「規則」という。）第50条第２項の届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２　この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

①子　会　社　法第11条第５項に規定する子会社をいう。
②子会社等　法第11条第４項に規定する子会社等をいう。
③子法人等　法第29条第２項に規定する子法人等をいう。
④関連法人等　規則第18条第３項に規定する関連法人等をいう。